

大和市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和市長の事務分担等に関する規則（平成22年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「文化スポーツ部、街づくり計画部及び都市施設部」を「健康福祉部、こども部及び市立病院」に改め、同号イ中「公平委員会」を「教育委員会、公平委員会」に改め、同項第2号中「伊部啓之副市長」を「金子勝副市長」に改め、同号ア中「健康福祉部、市立病院」を「文化スポーツ部、街づくり計画部、都市施設部」に改め、同条第2項前段中「、総務部及びこども部」を「及び総務部」に改め、「教育委員会及び」を削り、同項ただし書中「教育委員会及び」及び「及びこども部」を削り、「伊部啓之副市長」を「金子勝副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。